

老齢年金の繰上げ請求について

◆老齢年金の受給開始年齢が引き上げられます。

- 厚生年金保険に1年(12月)以上加入していた方は、現在、60歳から65歳まで特別支給の老齢厚生年金を受け取れます。
- 平成12年の法律改正により、特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢が平成25年度から平成37年度にかけて(平成25年度に60歳になる男性から)段階的に60歳から65歳へ引き上げられます。
- 特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、生年月日や性別によって異なりますので、詳しくは、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)でご確認ください。

◆老齢年金の繰上げ請求ができます。

- 特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢の引き上げに伴い、60歳台前半における老齢厚生年金の繰上げ請求ができるようになりました。
- 老齢厚生年金は、原則として、受給開始年齢から受け取れますが、受給開始年齢になる前でも、60歳以降であれば、請求することにより繰り上げて年金を受け取れます。

<繰上げ請求する場合に必要な条件>

- ①昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた男性の方
昭和33年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた女性の方
 - ・特別支給の老齢厚生年金の受給要件を満たしている。
 - ・60歳以上であり、かつ特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢未満である。
 - ・国民年金の任意加入被保険者となっていない。
- ②昭和36年4月2日以降に生まれた男性の方
昭和41年4月2日以降に生まれた女性の方
 - ・老齢厚生年金の受給要件を満たしている。
 - ・60歳以上65歳未満である。
 - ・国民年金の任意加入被保険者となっていない。

<繰上げ請求する場合の注意点>

- ・年金額は、生涯にわたって減額されます。
 - ・老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に繰上げ請求することになります。一方のみを繰上げ請求することはできません。
- 老齢年金の繰上げ請求を希望する場合は、年金見込額や手続方法を含め、**お近くの年金事務所、街角の年金相談センター、または下記の「ねんきんダイヤル」**にお問い合わせください。

老齢年金の受給開始年齢の引上げ、繰上げ請求に関するお問い合わせは
『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

※お客様の電話番号が050から始まる場合は、

03-6700-1165 へお電話ください。

【受付時間】 月 曜 日：午前8時30分～午後7時まで
火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで
第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで
※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。



1000110084002175